会計事務所の法律・税務トラブル
質疑応答集

弁護士法人みらい総合法律事務所
弁護士・税理士　谷原 誠

税理士のお悩み・質問
73事例を収録!!

ロギカ書房

まえがき

本書は、2019年８月に発刊した『税理士SOS　税理士を守る会質疑応答集』（ロギカ書房）の第二弾です。

前書及び本書は、弁護士法人みらい総合法律事務所が税理士向けに提供しているサービスである「税理士を守る会」（https://myhoumu.jp/zeiprotect/　詳しくは巻末をご覧ください）で、実際に税理士からされた質問と、弁護士による回答から成り立っています。

「税理士を守る会」では、日々、税理士と弁護士との間で質疑応答がされています。

質疑応答を見ると、税理士が日々どのようなことに悩んでいるかがわかります。

もちろん、具体的な事案については、実際の質問内容をそのまま掲載しておりません。質問内容を変えて、内容を構成しています。

前述のように本書は、体系的なものではなく、税理士が実際の業務において悩んだ質問とその回答から成り立っています。

したがって、各質疑応答は、それぞれ独立しています。はじめから読んでいただいても結構ですし、目次で関心のある質問を探し、そこだけを読んでいただいても結構です。

本書が、日本全国の個人及び法人の発展のために日夜業務に精励している税理士の方々に少しでもお役に立てばと願っています。

2020年５月

谷原　誠

目 次

まえがき

第1章　法務編　1

1-1　事前確定届出給与の株主総会決議の仕方　2
1-2　役員の通勤手当は株主総会で決議すべきか　6
1-3　医業を請け負う株式会社の適法性　8
1-4　一部株主を除いた株主総会の解散決議　10
1-5　外部業者に対する貸付金を支払いから相殺できるか　14
1-6　事業承継において議決権を留保する場合の注意点　16
1-7　自己株式を 100%取得することの可否　21
1-8　社員の休職と解雇　22
1-9　種類株式に配当請求権はあるか　25
1-10　従業者の過半数代表者の選任　29
1-11　贈与の詐害行為該当性　31
1-12　事業譲渡の詐害行為該当性　34
1-13　認知症気味の依頼者の遺言書作成上の注意　36
1-14　清算中法人の継続方法　38
1-15　税理士の監査役への就任の是非　40
1-16　法人の存続と退職金　42
1-17　役員の退職金の支給時期　44
1-18　役員退職慰労金の決定方法　46

1-19　有限会社から社労士法人への組織変更は認められるか　48
1-20　幼児に対する贈与の有効性　49
1-21　法人の債務と連帯保証人の債務　52
1-22　役員報酬の法的な定め　53
1-23　協業組合の自己株式の取得の可否　56
1-24　親族の労働実態の証拠の残し方　58
1-25　代表取締役の解任方法　60
1-26　会社の倒産と監査役の損害賠償責任　63
1-27　代表者の死後の顧問契約における注意点　65
1-28　シンガポールの法人の買収における注意点　68
1-29　非取締役会設置会社で取締役を複数置くことは可能か　72

第2章　税理士損害賠償編　75

2-1　顧問契約書の損害賠償条項の交渉方法　76
2-2　第三者割当増資における課税リスク説明方法　79
2-3　代金未収がある場合の決算　82
2-4　破産手続きと顧問契約　84
2-5　粉飾決算の税理士のリスク　86
2-6　顧問先の言うとおりに経費計上して税務調査で否認された場合の税理士の責任　89
2-7　会計データを第三者に渡す際に気をつけるべきこと　92
2-8　申告期限後に受任する場合の注意点　96
2-9　メールで取り交わす契約の注意点　98
2-10　別税理士による当初申告の誤りに関する損害賠償責任　100

2-11　税理士に責任が生じるタイミング　102
2-12　メールでの契約締結における証明力　104
2-13　粉飾決算における役員の責任と損害賠償　106
2-14　申告期限間際の解約と税賠リスク　109
2-15　他の税理士に払った報酬の支払義務　113
2-16　反社条項による契約の解除に関する判断　116
2-17　相続財産評価額の説明義務　118

第3章　税理士法編　123

3-1　マンション管理会社との契約書における注意点　124
3-2　異なる階で事務所を開設すると、複数事務所か　126
3-3　顧問税理士が一般社団法人の監事を兼任できるか　128
3-4　他の税理士への業務委託と損害賠償請求リスク　130
3-5　税理士法人の懲戒処分等　132
3-6　税理士法人と会計法人の法的リスク回避　137

第4章　税務編　143

4-1　過年度の損益修正と更正の請求期間との関係　144
4-2　海外取引か国内取引かの違いで消費税の税額控除はどう変わるか　146
4-3　株式会社への貸付金残高は相続財産になるか　149
4-4　契約形態の違いによる税務書類の作成上の注意点　152
4-5　少数株主からの会計帳簿等の閲覧請求への対応　156

4-6　社宅の徴収金額で注意するべきポイント　160
4-7　純然たる第三者間取引　163
4-8　従業員が所有する自社株式の処理　166
4-9　重加算税の賦課決定要件　169
4-10　人件費の支払いは重加算税賦課要件を満たすか　173
4-11　税務調査における質問応答記録書へのサイン拒否　177
4-12　税務調査で歯科医師のカルテは質問検査権の対象になるか　179
4-13　消費税の特定期間における納税義務の判定　182
4-14　税務調査と憲法 16 条の請願権の関係　184
4-15　過年度の破産廃止決定に伴う売掛債権の貸倒処理　186
4-16　株主総会で決算のやり直しを求めることはできるのか　190
4-17　資料提出を拒む顧問先への対応　192
4-18　完成途中の建物の取得費　194
4-19　趣味物の売却益と所得区分　196
4-20　名義株主からの会計帳簿閲覧請求への対応　200
4-21　役員借入金（貸付金）における課税と、消費貸借契約書の作成方法　202

第1章

法務編

1-1　事前確定届出給与の株主総会決議の仕方

【質問】

対象の会社の状況は以下のとおりです。

・株主数４名（Ａ代表取締役：500株、Ｂ取締役：300株、Ｃ取締役：500株、Ｄ取締役:300株）

・内ＣとＤ2名が前年８月に退職

・取締役会は設置していない

・今期２月に社員ＥとＦが新たに取締役に就任

事前確定届出給与を翌事業年度にＥとＦに支給したいと会社が考えています。

ＡとＢだけで過半数の議決が得られないので事前確定届出給与の支給時期と支給額が決められません。

この場合、ＣとＤから「議長一任の委任状」をもらい、事前確定届出給与の支給時期と支給額を決議した場合、会社法上も法人税法上も法的に抵触しないでしょうか。

また、この決議にＣとＤが実際に出席した場合、会社経営に参画したものとして退職の事実がないものとしてＣの退職金が法人税法上否認される可能性があると考えますが、議長一任の委任状出席の場合は否認されないでしょうか。

この場合、会社法上も法人税法上も法的に抵触しない方法を教えてください。

【回答】

1　株主総会決議の方法

事前確定届出給与も役員報酬になるので、定款または株主総会決議により定めることとされています（会社法361条１項）。

> 会社法第361条第１項
>
> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。
>
> 一　報酬等のうち額が確定しているものについては、その額
>
> 二　報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法
>
> 三　報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容

本件で定款の定めがなければ株主総会で決議することになります。

そして、ＣおよびＤも株主ということですので、株主総会に出席し、議決権を行使することになります。

ここで、ＣおよびＤによる株主総会への参加および議決権の行使が経営に参画していることにならないか、とのご懸念からのご質問だと推測します。

しかし、役員報酬は、取締役会ではなく、株主総会で決議すべきものです。

株主総会での議決権行使は取締役としての業務執行ではなく、株主としての権利行使となります。

したがって、ＣおよびＤが株主総会に参加して議決権を行使しても、これだけをもって会社経営に参画したことにはなりません。

（議長一任の委任状でもいいですし、実際に参加してよい、ということになります。）

ただし、事前確定届出給与の支給の議案と株主総会の招集は、取締役の

過半数で決定しますので（会社法348条２項）、これをＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄで決めたような場合には、実質的に業務執行として取締役の協議に参加した、と主張されかねませんので、ご注意いただければと思います。

また、株主総会の定足数は、原則として議決権の過半数を有する株主が出席する必要がありますが、定款で定足数要件をはずしている場合もありますので、ご確認いただければと思います。

定足数が議決権の半分未満になっている場合には、Ｃ、Ｄが出席しなくても決議できることになります。

２　事前確定届出給与に関する裁判例

多くの問題が生じるところで、法令解釈通達９－２－４において、「所轄税務署長へ届け出た支給額と実際の支給額が異なる場合にはこれに該当しないこととなり、原則として、その支給額の全額が損金不算入となることに留意する。」とされていることを当該法人に説明し、説明した旨を証拠化しておくことをおすすめします。

この点に関する参考判例として、東京地裁平成24年10月９日判決（百選６版58事件、TAINS　Ｚ262－12060）があります。

本件事案は、株式会社が、Ａ・Ｂ2人の取締役に対し、事前確定届出給与として、冬期および夏期にＡに各500万円、Ｂに各200万円を支給する旨の株主総会決議をし、冬期には決議どおり支給したものの、当該事業年度に厳しい経済状況による業績悪化があったため、臨時株主総会を開催し、夏期賞与の支給額を甲250万円、Ｂ100万円に減額する決議をし、その旨支給したものです。なお、期限内での変更届出はされていません。

この事案において、裁判所は、次のとおり判示しました。

「役員給与のうち定期同額給与等のいずれにも該当しないものの額は損金の額に算入しないこととされたのは、法人と役員との関係に鑑みると、役員給与の額を無制限に損金の額に算入することとすれば、その

支給額をほしいままに決定し、法人の所得の金額を殊更に少なくすることにより、法人税の課税を回避するなどの弊害が生ずるおそれがあり、課税の公平を害することとなるためであると解される。」

「内国法人がその役員に対してその役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の事前の定めに基づいて支給する給与について一の職務執行期間中に複数回にわたる支給がされた場合に、当該役員給与の支給が所轄税務署長に届出がされた事前の定めのとおりにされたか否かは、特別の事情がない限り、個々の支給ごとに判定すべきものではなく、当該職務執行期間の全期間を一個の単位として判定すべきものであって、当該職務執行期間に係る当初事業年度又は翌事業年度における全ての支給が事前の定めのとおりにされたものであるときに限り、当該役員給与の支給は事前の定めのとおりにされたこととなり、当該職務執行期間に係る当初事業年度又は翌事業年度における支給中に1回でも事前の定めのとおりにされたものではないものがあるときには、当該役員給与の支給は全体として事前の定めのとおりにされなかったこととなると解するのが相当である。」